

【新設】(経過的处理(2)…改正通達の適用時期(2))

この法令解釈通達による改正後の 18－2－6 の 2 から 18－2－6 の 6 までの取扱い、令和 8 年 1 月 1 日以後に開始する対象会計年度について適用する。

【解説】

この法令解釈通達による改正後の 18－2－6 の 2 から 18－2－6 の 6 までの取扱い（すなわち、国別特別税額控除等相当額がある場合の国別実効税率等の計算の特例に関する取扱い）は、令和 8 年 1 月 1 日以後に開始する対象会計年度について適用することを本通達において明らかにしている。